

高校の社会科教員に向けた

# 裁判員体験イベント

R4.7.29  
実施報告

令和4年4月1日から、裁判員及び検察審査員となることができる年齢が18歳以上に引き下げられました。また、高等学校の新しい必修科目である「公共」では、裁判員制度及び検察審査員制度を扱うこととなりました。

これらを踏まえて、さいたま地裁では、令和4年7月29日に埼玉県立高等学校の社会科教員の方々に、裁判員裁判を体験していただくイベントを開催しました。



## 裁判体験

架空の殺人未遂事件を題材に、参加者が裁判員、検察官、弁護人に分かれ、裁判員裁判を体験し、証人や被告人の話の話を聞きました。



## 模擬評議

2つのグループに分かれ、参加者が裁判官と評議を行いました。事件の争点となる殺意の有無などについて話し合いました。



## 参加者の感想等

- ・裁判員裁判を体験すると、授業でよりリアルに説明できると感じました。生徒が裁判員に選ばれたときには「ありのまま思ったことを伝えれば大丈夫だよ」と送り出したいと思います。
- ・教師が司法のことを難しく考えすぎていることに気が付きました。授業をする際には、教師側が難しいものと捉えすぎずに生徒に伝えていきたいと思います。
- ・今回体験した内容を生徒に伝えることで、裁判員制度を身近なものと感じてもらえると思いました。また、裁判官の方々から聞いた「正直に素直な意見でいいから意見を言ってほしい」ということを生徒に伝えていきたいと思います。
- ・教科書から学習できる「大まかな流れ」と合わせて、今回の体験を踏まえた知識を授業で伝えることができるようになりました。今後、生徒が裁判員に選ばれた際に参加しやすくなるように、授業をしていきたいと考えています。
- ・裁判員裁判は裁判官主導で進めるものと思っていましたが、裁判員の意見を軸に評議が進められていることが分かり、裁判員が考え、正直に話をしていかなければいけないと感じました。
- ・いろいろな話が評議で出てきましたが、裁判官にうまくまとめて整理していただいたので意見を言いやすかったです。生徒たちにも体験させたいと思いました。